



最近の自転車・自動二輪車の駐車場
及び指針同解説について

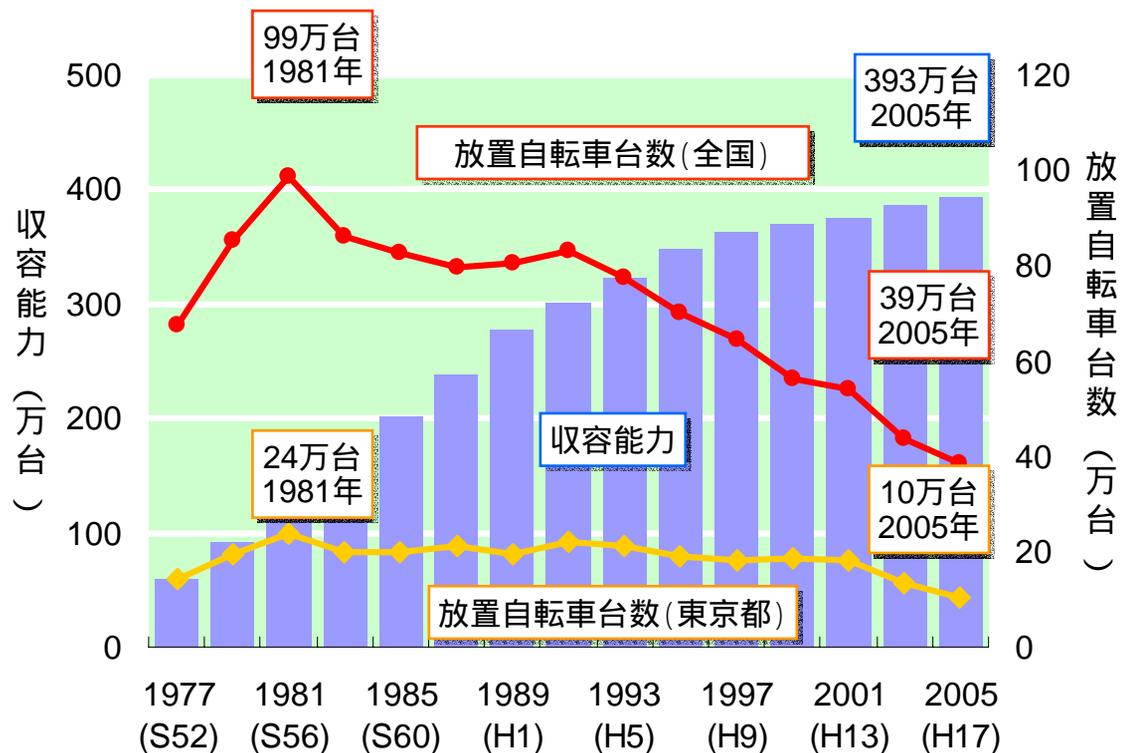


国土交通省 道路局 地方道・環境課
道路交通安全対策室

放置自転車台数

- 放置自転車台数は、1981年(S56)の約99万台をピークに、積極的な自転車駐車場の整備により、2005年(H15)に約39万台まで減少した
- しかしながら、依然として都市部における放置自転車の問題は深刻な状況である

放置自転車の状況



池袋駅周辺(東京都豊島区)



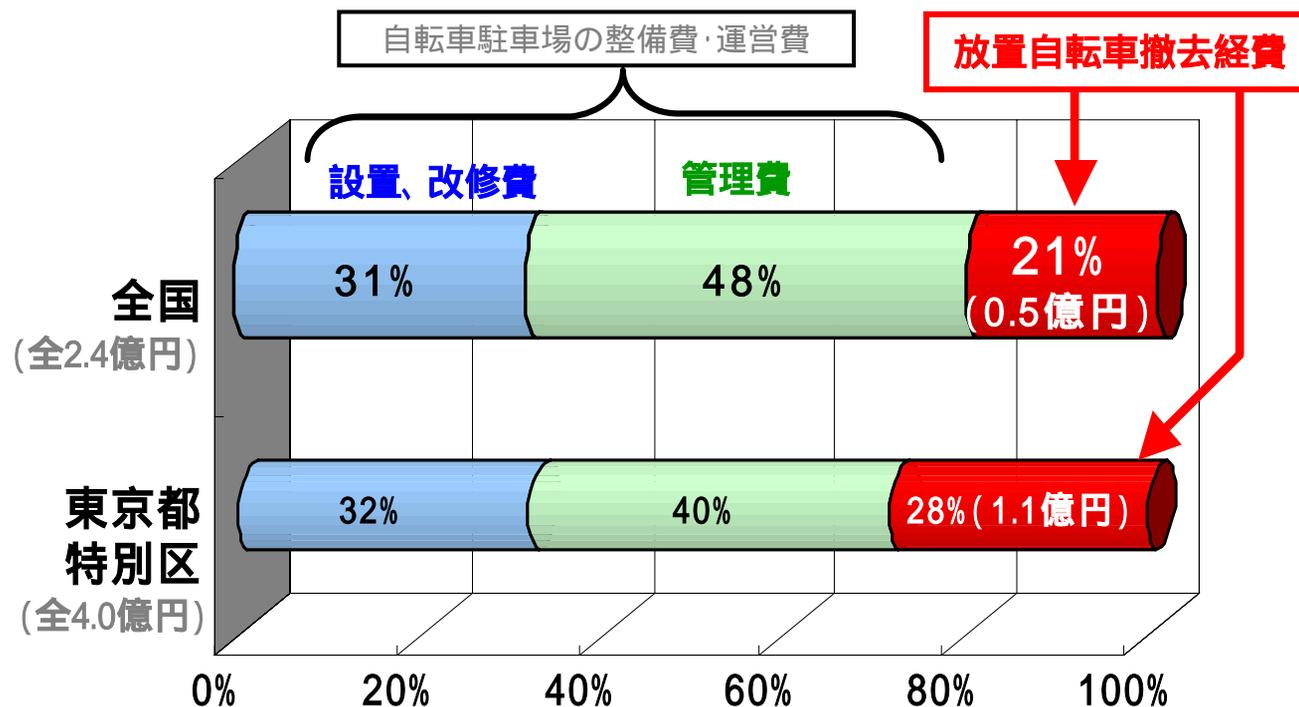
大塚駅周辺(東京都文京区)



1 自治体平均の自転車対策関係予算

- 放置自転車撤去費は、年間約5千万円であり、自転車対策関係予算の約2割を占める
- 特に、東京都特別区の放置自転車撤去費は、年間約1.1億円であり、自転車対策関係予算の約3割を占める

自転車対策関係予算の割合および予算額[1自治体あたり](平成13年度)



注1) かつこ内は1自治体あたりの予算額(億円/年)を示す。

注2) 対象自治体数は、全国172自治体、東京特別区20自治体である。

[出典: 自転車対策等に関するアンケート集計結果、全国自転車問題自治体連絡協議会(H13.10)]

1自治体平均の自転車等撤去実績

- 撤去回数は年間307回であり、1日あたりに換算すると0.8回である。また、撤去台数は年間7,532台であり、1日あたりに換算すると21台である
- 特に、東京都特別区の撤去回数は全国の約3倍であり、撤去台数は全国の約4倍となっている

自転車等撤去実績(1自治体あたり)(平成14年度)

	年間撤去回数 (回/1自治体) ¹	年間撤去台数 (台/1自治体) ¹
全国330自治体	307	7,532
特別区 (17自治体) ²	1,040	28,695
愛知県 (19自治体) ²	193	4,922

放置自転車撤去の状況



東京都狛江市(小田急狛江駅周辺)

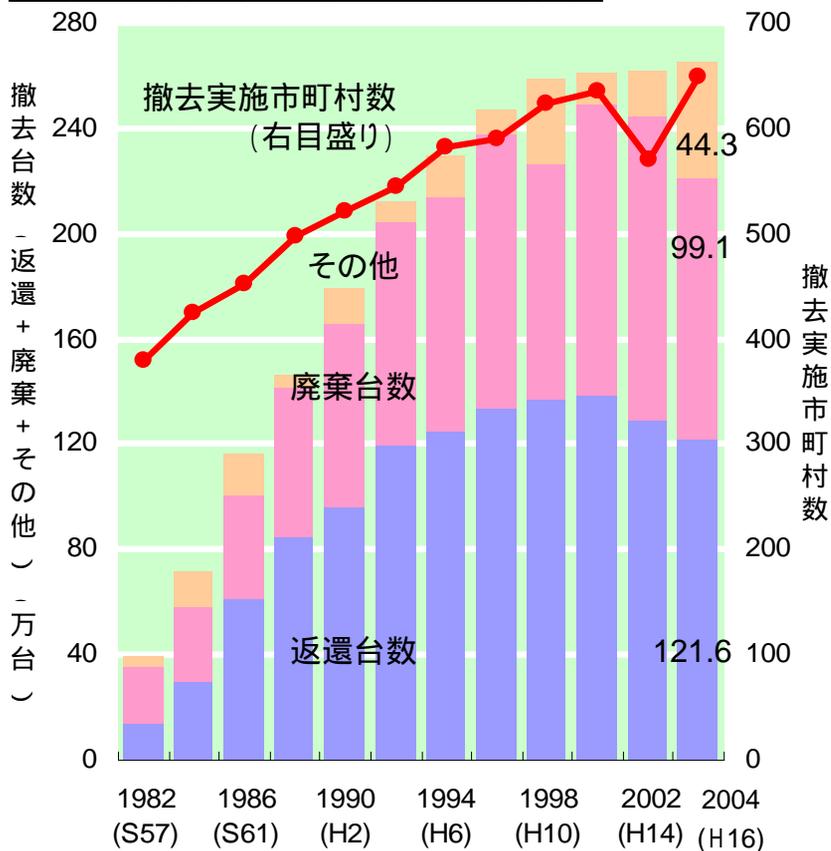
1 平成15年度市区町村自転車対策事業紹介:全国自転車問題自治体連絡協議会(平成16年2月)を基に算出

2 1の資料に掲載されている自治体を対象としているため、実施の自治体数とは異なる

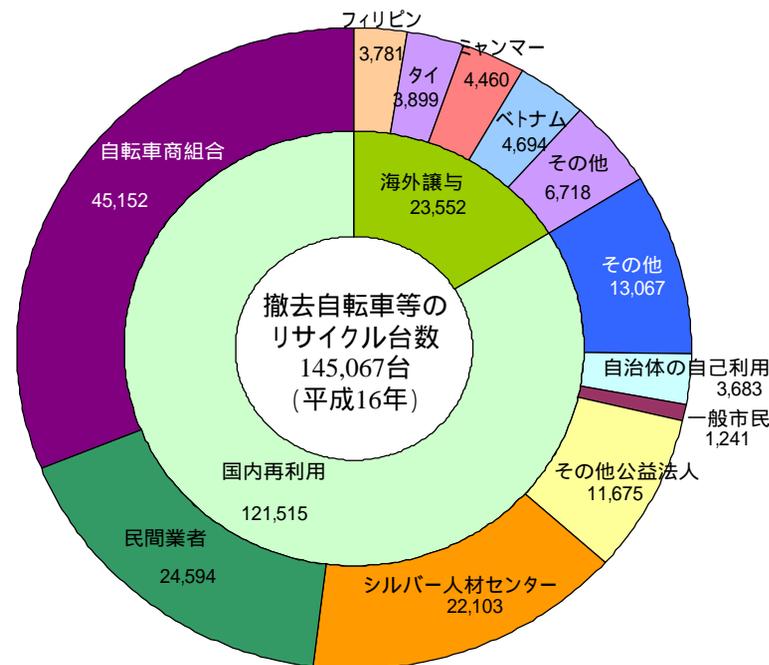
放置自転車の撤去台数の推移と撤去自転車のリサイクル状況

- 撤去台数は増加傾向にあり、2004年(H16)には約270万台の放置自転車が撤去されている
- 撤去自転車は、約8割が国内で再利用され、残り2割がフィリピン・タイ等に譲与されている

放置自転車の撤去台数の推移



撤去自転車等のリサイクル状況



[出典：駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果(平成18年)：内閣府政策統括官交通安全対策担当調査]

注1) 平成10年以前の数値は、総務庁「駅周辺における放置自転車等の実態調査について」による。
 注2) 調査対象市区町村は、各都道府県の市、東京都特別区及び三大都市圏の町村
 注3) 各年中に撤去された自転車のうち、同年中に返還又は廃棄処分された台数の推移である。

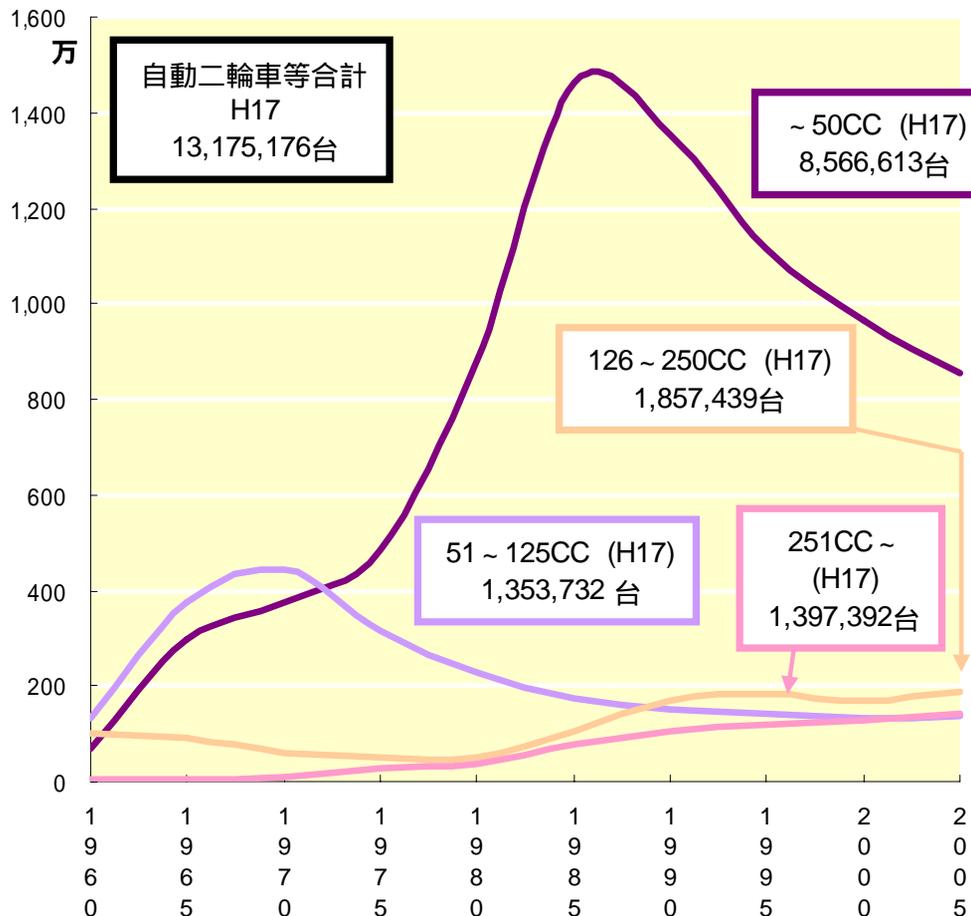
注) 撤去年は平成14年中とは限らない。

[出典：駅周辺における放置自転車等の実態調査(平成16年8月)：内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付交通安全対策担当]

排気量別自動二輪車保有台数の推移

- 原動機付自転車の保有台数は1990年頃大きく増加したが近年減少傾向にあり、排気量の多い自動二輪車が増加している。

排気量別自動二輪車保有台数の推移



原動機付自転車
(~50cc)



普通自動二輪車
(51~125cc)



普通自動二輪車
(126~250cc)



普通自動二輪車
(251cc~)
写真:ホンダHPより

出典:世界自動車統計年報 2005年(社団法人 日本自動車工業会)

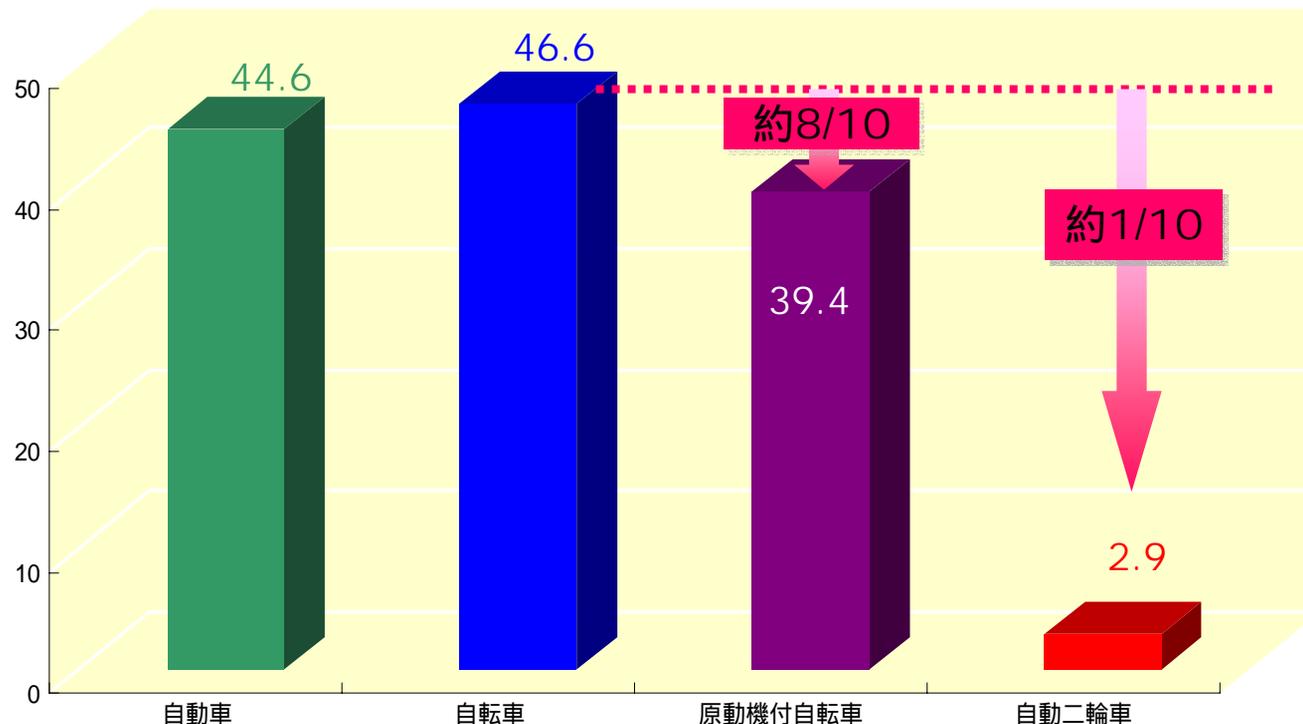
注:各年3月時点。但し、~50cc、51~125ccは各年4月時点。

自動二輪車駐車場の整備状況

- 自動二輪車1000台に対する駐車場の台数は、自動車や自転車に比べ約1/10以下。

保有台数あたりの駐車場整備台数

収容台数(台)/保有台数(千台)



・自転車、原動機付自転車、自動二輪車の収容台数：駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果：内閣府政策統括官（総合企画調整担当付）交通安全対策担当（H14）（平成13年度データ）

自動二輪放置台数と原動機付自転車放置台数の合計が50台以上の駅を対象に調査を実施

・自転車の保有台数：自転車統計要覧（財団法人 自転車産業振興協会）（平成13年度データ）

・自動二輪車、原動機付自転車の保有台数：世界自動車統計年報 社団法人 日本自動車工業会（平成17年度データ）

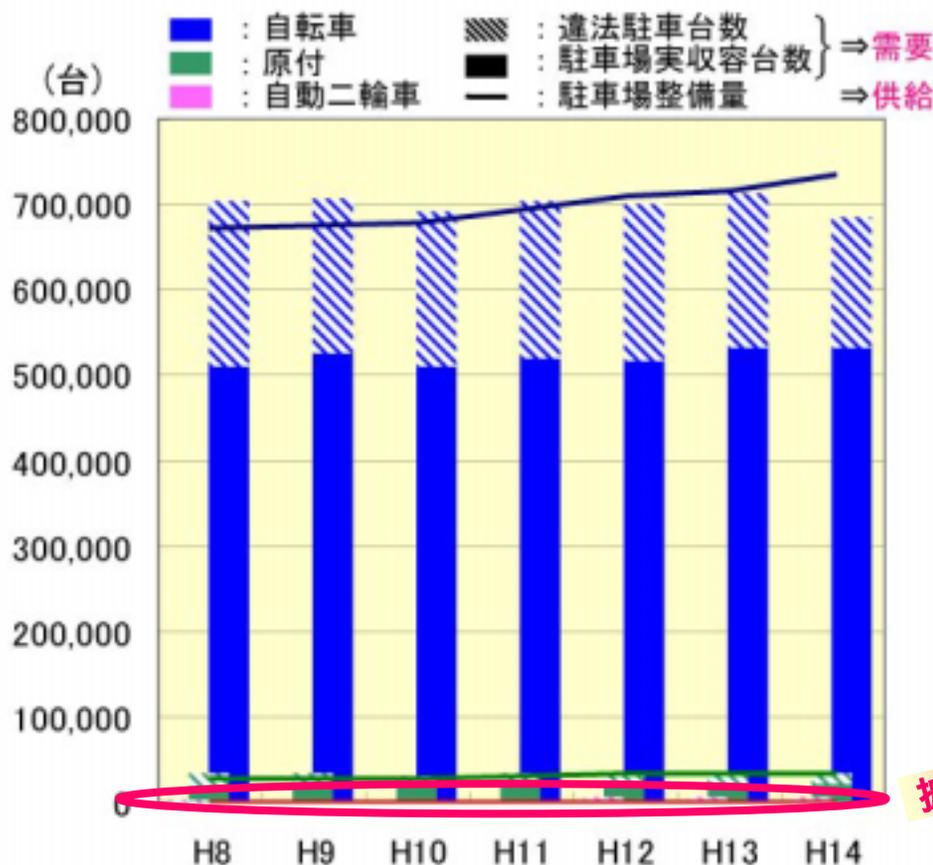
・自動車の保有台数・収容台数：自動車駐車場年報（2003年）社団法人 立体駐車場工業会（平成14年度データ）

都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場を対象とし月極駐車場、住宅の車庫などは含まれていない。

自転車・自動二輪車等の違法駐車・駐車場整備量の推移

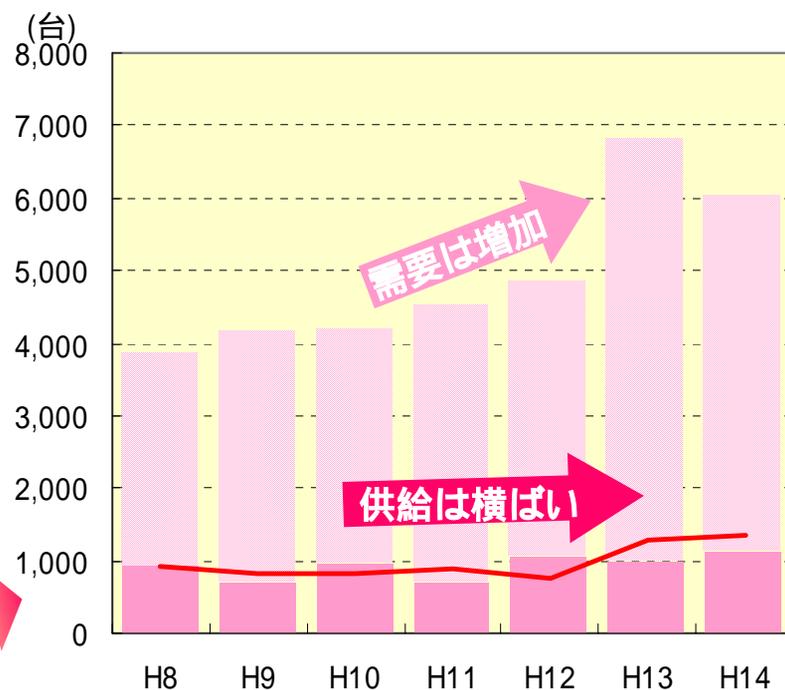
- 自動二輪車の駐車需要が自転車駐車需要より少ないことから、放置自転車対策を優先的に行ってきたため、自動二輪車用の駐車場の整備が遅れている。

東京都における自転車・自動二輪車等の違法駐車・駐車場整備量の推移



拡大

自動二輪車



需要は増加

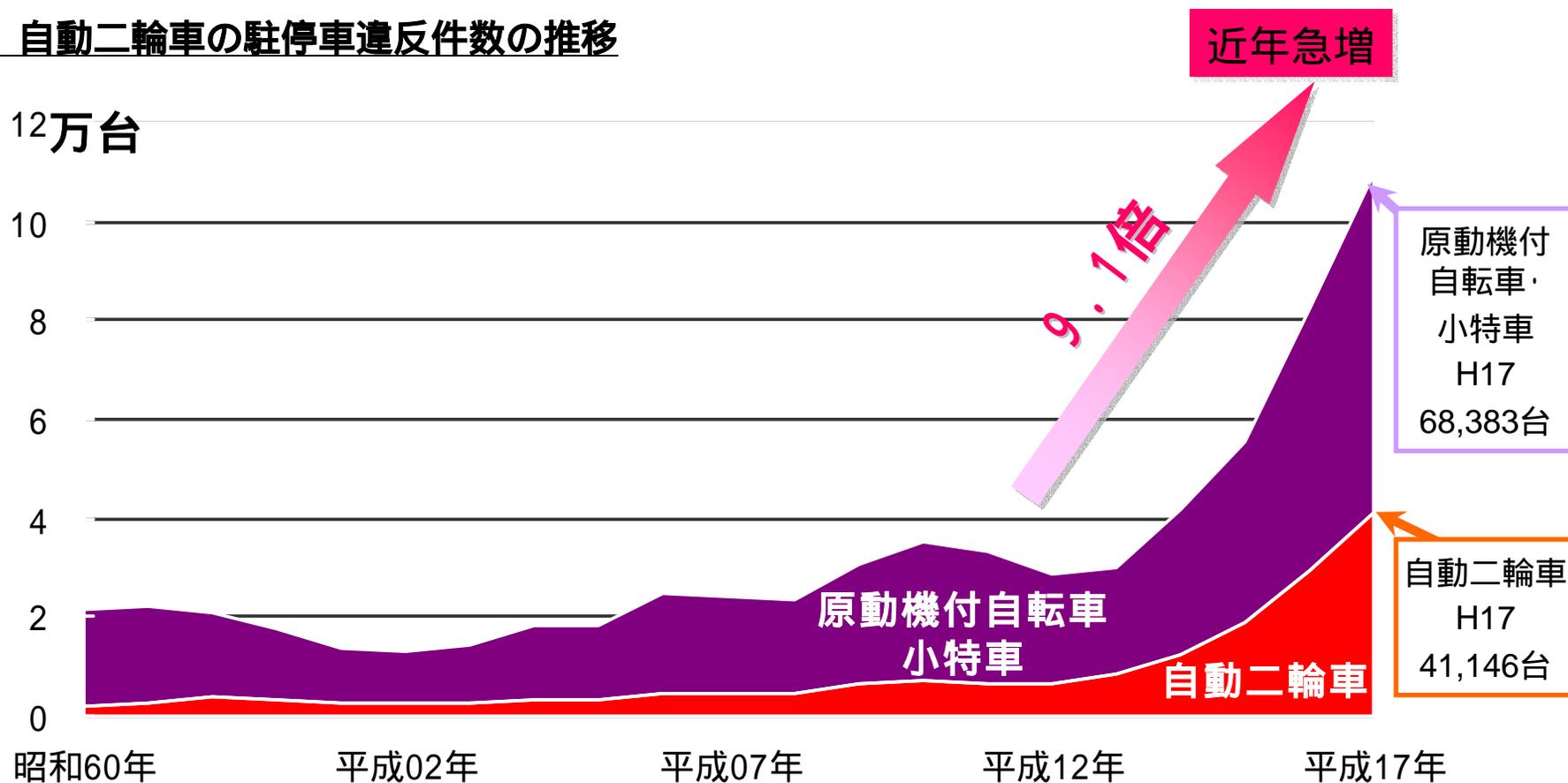
供給は横ばい



駐停車違反数の推移

- 平成13年頃から、駐停車違反検挙件数が急増。

自動二輪車の駐停車違反件数の推移



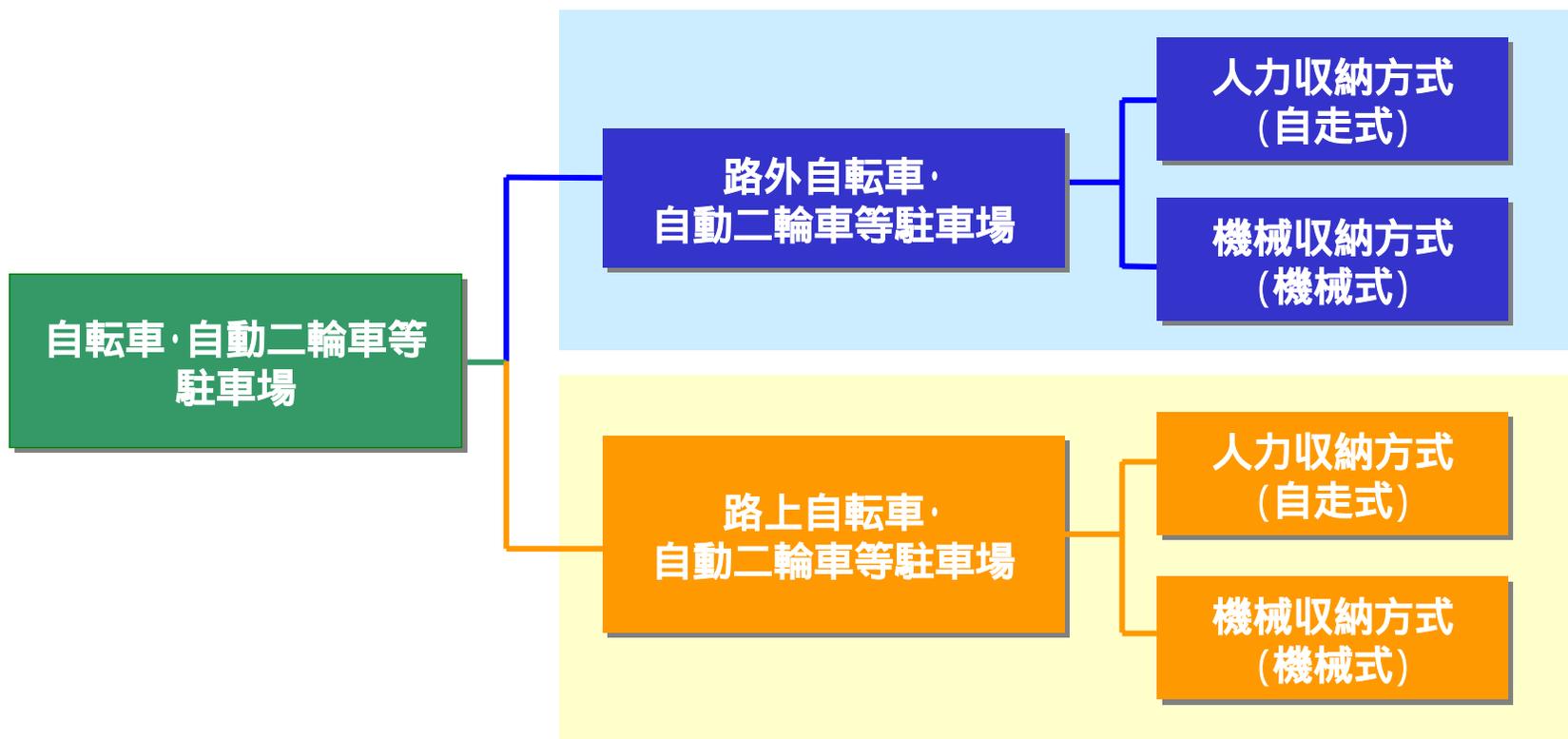
出典：交通統計(警察庁)



自転車・自動二輪車等駐車場の分類

- 自転車・自動二輪車等駐車場は、道路外に設置するものと道路上に設置するものがある。
- また、自転車の格納・取り出し方法の違いにより、人力収納方式(自走式)と機械収納方式(機械式)に分類される。

自転車・自動二輪車等駐車場の分類



自転車駐輪場整備の効果（路外・人力収納方式）

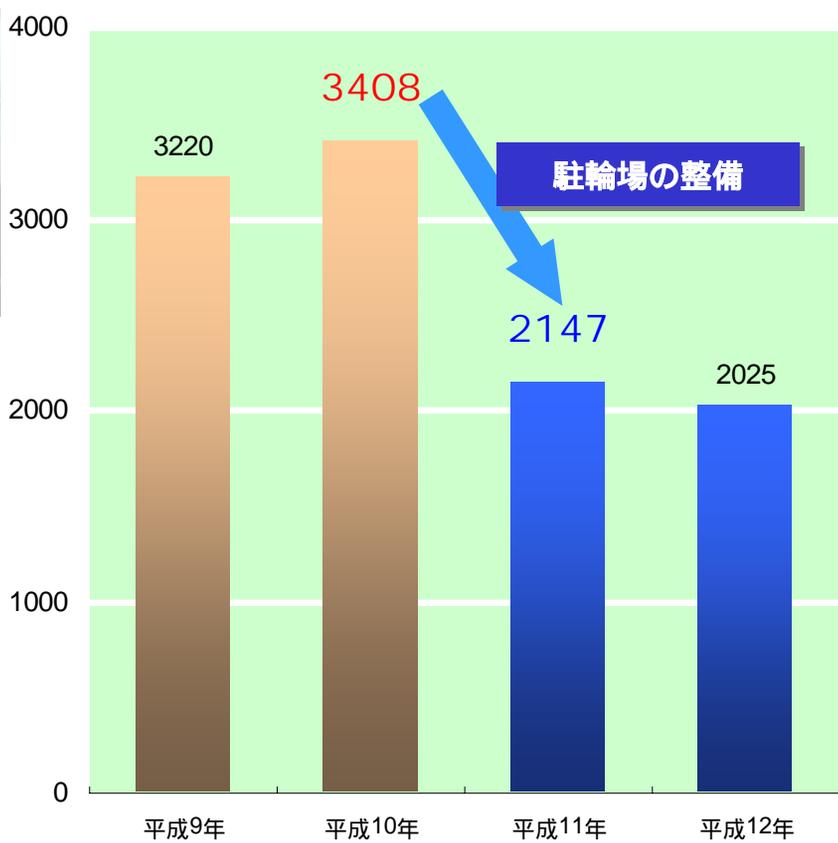
• JR八王子駅では自転車駐車場の整備により放置自転車が3400台 2100台に減少

JR八王子駅北口自転車駐輪場の状況



【名称】八王子駅北口地下自転車駐輪場
 【規模】1080台
 【料金】2000円（一ヶ月）
 【設置】H11年4月

JR八王子駅周辺の放置自転車数



（出典：駅前放置自転車の現況と対策：東京都生活文化局）



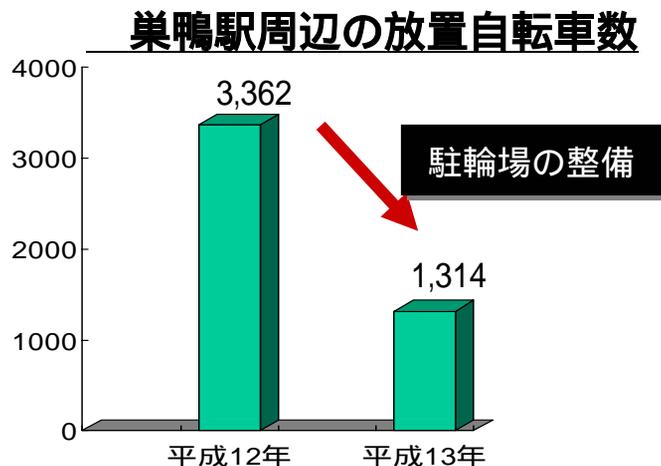
自転車駐車場整備の効果（路外・機械収納方式）

- 巣鴨駅では北口駐輪場の設備により放置自転車が、3300台 1300台に減少

巣鴨駅北口自転車駐輪場の状況

- 収容台数 8基で1,216台
- 料金 月極 2,000円/月
(3時間までは無料)

- 設置 H13年4月



(出典: 駅前放置自転車の現況と対策: 東京都生活文化局)



路上自転車・自動二輪車駐車場の制度改正概要

道路法施行令

車輪止め装置等を占用許可物件として追加

(平成18年11月15日)

- 道路管理者の許可が必要な占用物件の定義 (第七条)
- 自転車駐車器具の占用の場所に関する基準 (第十一条の七)
- 原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準 (第十一条の七)
- 指定区間内の国道に係わる占用料の額 (第十九条)

自転車駐車場を道路附属物として追加

(平成17年4月1日)

- 道路の附属物として道路上、又は道路に接して道路管理者が設ける自転車駐車場を追加 (第三十四条の三 八号)

道路法施行令の一部改正について(通達)

(平成18年11月15日)

- 駐車器具の占用基準、占用主体、自転車等駐車場の運営形態 (国道利第31号、及び国道利第32号)

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針

(平成18年11月15日)

- 一般的技術基準

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針の概要

目的

- 本指針は、道路上の自転車及び自動二輪車等（原動機付自転車を含む）の駐車場の整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な設計に資することを目的とする。

駐車対象車両

- 駐車場の設計の対象となる車種は、自転車、自動二輪車等（原動機付自転車を含む）とする。

路上自転車駐車場



路上自動二輪車駐車場



路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針の概要

駐車場の設計・管理に関わる主要な事項

歩道等の有効幅員

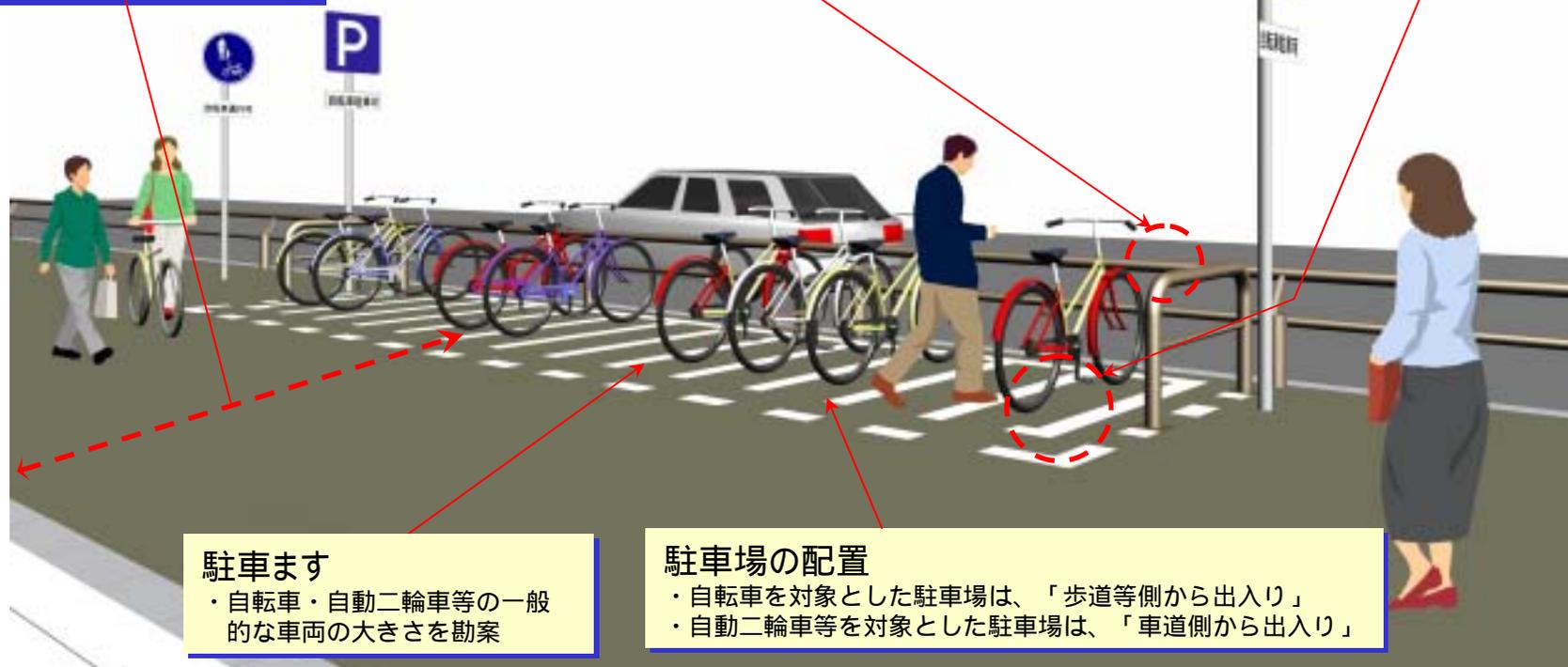
- ・歩行者等の通行を阻害しないように十分な幅を確保

柵等

- ・駐車場区画を明示するため、駐車場の外周に縁石や柵等を設置
- ・特に歩車道境界については、自動二輪車等の歩道への乗り上げ防止のため、縁石や柵等で分離

置場

- ・駐車可能な範囲、駐車車の方向を示すため、標識令で定められた道路標識、道路標示、区画線を設置



駐車ます

- ・自転車・自動二輪車等の一般的な車両の大きさを勘案

駐車場の配置

- ・自転車を対象とした駐車場は、「歩道等側から出入り」
- ・自動二輪車を対象とした駐車場は、「車道側から出入り」

駐車場の管理

- ・駐車場を設置後は、駐車場内および駐車場周辺を良好な状態に保つよう、適切に管理
- ・駐車車両の盗難が発生しないように、盗難防止に配慮

占用許可・料金徴収

駐車器具の占用基準

- 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- 自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。

占用主体

- 地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする。

占用許可・料金徴収のイメージ



機械式駐輪場の特長

求められている背景

- 通行・災害時の障害、景観の悪化となっている放置自転車の対策本格化
- 駅から至近距離の狭い土地の有効利用
- 環境改善につながる自転車の利用促進と自転車を利用しやすい街づくりの具体化

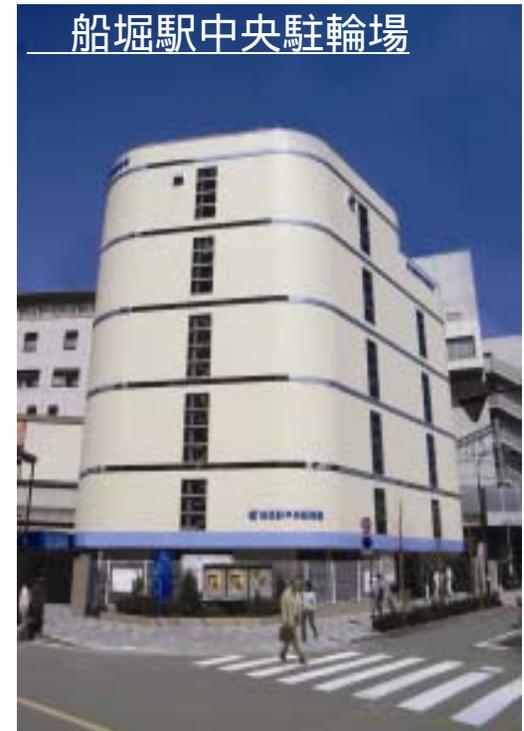
収容効率が高く、利便性に優れ
都市空間にマッチした駐輪場

機械式駐輪場の特長

- 立体式であり、自走式と比べ収容効率が高い
- 自転車の盗難、イタズラの心配がなく、汚れない
- 設備内での利用者の移動距離が短く、出入れが簡単
- 設備内整理、管理業務の省人化が図れる

機械式駐輪場

船堀駅中央駐輪場

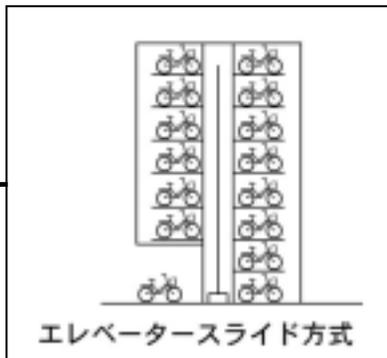


機械式駐輪場の種類

機械式

エレベータスライド方式

(マンマシン隔離型)
(マンマシン交錯型)



マンマシン隔離型

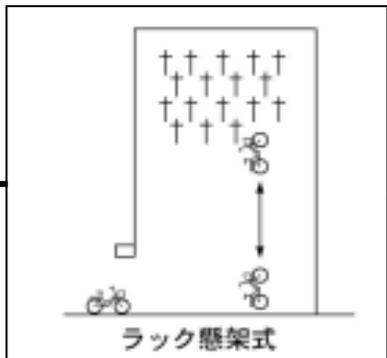


マンマシン交錯型



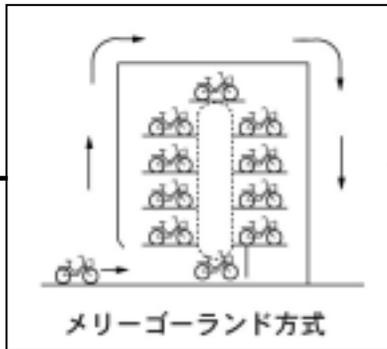
ラック懸架方式

(マンマシン交錯型)



メリーゴーランド方式

(マンマシン交錯型)



レールラック方式

(レンタサイクル専用)

(出展: 自転車駐輪場整備マニュアル)

地上機械式駐輪場の事例とその特長(1)

「船堀駅中央駐輪場」

江戸川区の放置自転車対策の取組み

『安全で快適な都市空間の実現を目指し、利用しやすい駐輪施設の整備を図り、放置自転車ゼロの街づくりを進める』

施設の概要

- 船堀駅周辺の駐輪需要に対応するため、既存の区有地を有効活用。
- タワー型機械式にしたことで、省スペースに多くの自転車収納することが可能。
- センサーによる入庫自転車の適正識別、またICタグによる登録識別を瞬時に行い、1分間に2台という短時間で自転車を格納。

船堀駅中央駐輪場外観



地上機械式駐輪場の事例とその特長(2)

設備収容可能自転車

タイヤサイズ: 22インチ以上27インチ以下

全長: 1850mm以内

全幅: 600mm以内

全高: 1100mm未満(60%)、1200mm以内(40%)

後ろカゴ高さ: (全高 100)mm

基本的には車検に合格した自転車

設備基数、収納台数

機械式 6棟 1476台 } 合計 1500台収容
平置き 24台

小さい自転車収容部内径 + 地上部の1本足ツリー構造
+ 自転車全高区分にあわせた棚ピッチ分割

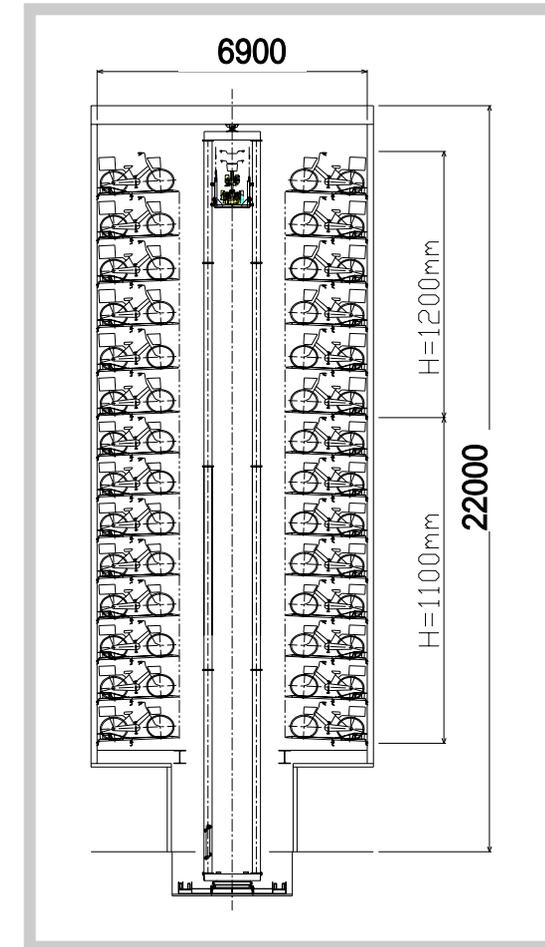
敷地面積465 m^2

建物面積281 m^2 (最高高さ22m)

機械設備全体での処理能力

10台/分以上

断面図



地上機械式駐輪場の事例とその特長(3)

設備配置

機械式6棟を配置し、1476台を収容

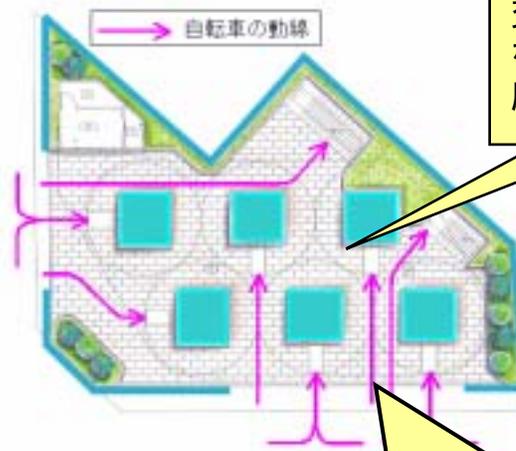
対象外自転車が収納できるように2段式ラックを設置



両道路面からアクセスできることにより、自転車・歩行者ともスムーズな動線が可能

地上部が広く、入出庫ブース壁面にガラスを採用したことで、通行性や視認性が良く、安全で快適な利用が可能

動線計画



現地での自転車交通量調査結果を踏まえた、入出庫口の最適配置

入出庫口へのアクセスは自転車の動線が重ならないよう、安全性・利便性を考慮

入口(南西側)



入口(南東側)





地上機械式駐輪場の事例とその特長(4)

操作系・・・日本初の(機械式駐輪場+ICタグ)システム

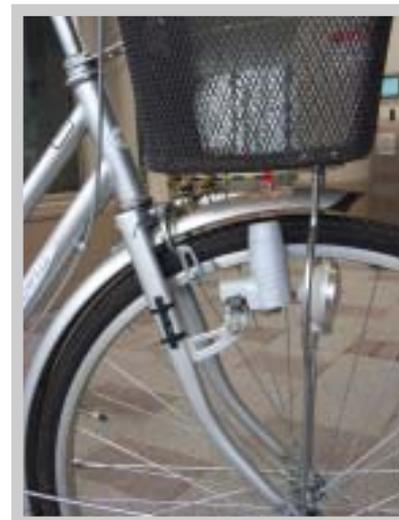
入庫

- ・6棟のどの棟にも入庫可能
- ・自転車を入庫口にセットし、入庫釦を押すと瞬時に自転車に付けたICタグを自動読取し、入庫動作開始
 ──▶ **入庫動作の確認時間はわずか5秒**

出庫

- ・操作パネルに磁気カードを通すと、自転車が自動出庫
 (保管していない棟での出庫操作時は、入庫棟を案内表示)

ICタグ



自転車をセット



入庫ボタンを押す



入庫



入庫手順

安全対策

マンマシン隔離の徹底、安全思想の盛り込み(音声誘導システム等)



より利便性の高い機械式駐輪場システム

機械式駐輪場

- ・平成17年「道路法施行令」の改正
道路事業として歩道上に自転車駐輪場が設置可能



都市の道路等空間利用と自転車の高効率収容要

特
徴

- ・20m越え深度地下を活用した狭い平面スペースでの高効率収容を実現

機械式駐輪施設



道路占用について

道路占用とは

道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」という。

地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれる。

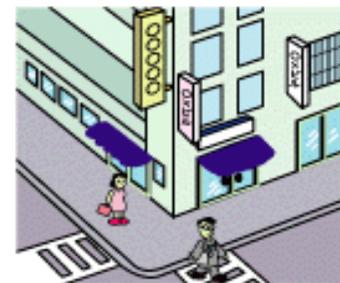
道路占用許可とは

道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者」の許可が必要になる。（道路法第32条）

道路は、一般の自由な通行を本来の目的としており、道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要。
また、許可を得るためには、占用しようとする物件が道路の敷地以外に設置する余地がないことや道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであることが必要。



水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び電線等を道路に設置するとき

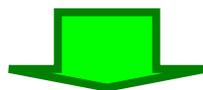


看板、日よけ及び工事用の足場等を道路に設置するとき

原動機付自転車、二輪自動車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用について(道路法施行令の一部改正)

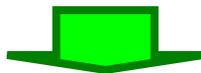
1. 改正の背景

約38万7千台にのぼる駅周辺における自転車等の放置(平成18年8月内閣府調)
改正駐車場法、改正道路交通法施行による、二輪自動車の駐車需要の増加
NPOによる構造改革特区提案



2. 期待される効果

道路管理者による自転車駐車場の整備の補完
財政上の負担の軽減
放置自転車等の減少に寄与
放置自転車等の減少に伴う歩行者等の通行の円滑化



3. 占用物件への追加

二輪自動車等駐車用設備を占用物件に追加することを定めた。
規制改革・民間開放推進三か年計画(再改訂)(平成18年3月31日閣議決定)

原動機付自転車、二輪自動車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用について(道路法施行令の一部改正)概要

改正の概要

原動機付自転車、二輪自動車等駐車器具（ラック、柵等）を占用物件として追加
(令第7条第8号)

安全で円滑な通行を妨げることのないよう、場所の基準を規定(令第11条の7及び8)

公布日：平成18年11月15日

施行日：平成19年 1月 4日

基本方針

道路法施行令の一部改正について（平成18年11月15日付国道利第31号道路局長通達）
要約

自転車等駐車器具の占用は次のいずれにも該当するものであること。

ア．放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与すること。

イ．自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。

占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他適切な運営能力があること。

占用にあたっては、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、その意見、要望等を反映したものであること。

占用駐車場と附属物駐車場

占用駐車場	路上(一般交通の用に供する道)		高架下、 トンネルの上	地下
	実際の通行の用に 供する部分 (車道、歩道等)	実際の通行の用に 供しない部分 (法面、側溝)		
附属物駐車場	道路上	道路に接して		
	実際の通行の用に 供する部分 (車道、歩道等)	実際の通行の用に 供しない部分 (法面、側溝)	高架下、 トンネルの上	地下

占用の場所に関する基準の追加(道路法施行令第11条の7及び第11条の8関係)

自転車

原動機付自転車、二輪自動車

設置禁止場所

車道、分離帯、ロータリーその他これらに類する場所

設置場所

原則交差点、屈曲する場所以外

設置場所

原則交差点、屈曲する場所以外

設置場所

車道以外の車道に近接する場所

幅員の確保

自転車又は歩行者の通行幅員の確保

地上高の確保

設置する物件の最下部と路面との距離が2.5 m以上

連結の附属地

特定連結路附属地では連結される道路の見通しを妨げない場所

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の追加(道路法施行令第7条第8号関係)

1. 追加条文

道路法施行令第7条第8号に以下の条文を追加。

「道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具」

2. 車輪止め装置(ラック)



道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の追加(道路法施行令第7条第8号関係)

3. その他器具



上 屋



柵、案内板

その他器具に含まれるもの
柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等。

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の追加(道路法施行令第7条第8号関係)

3. その他器具



自動精算機

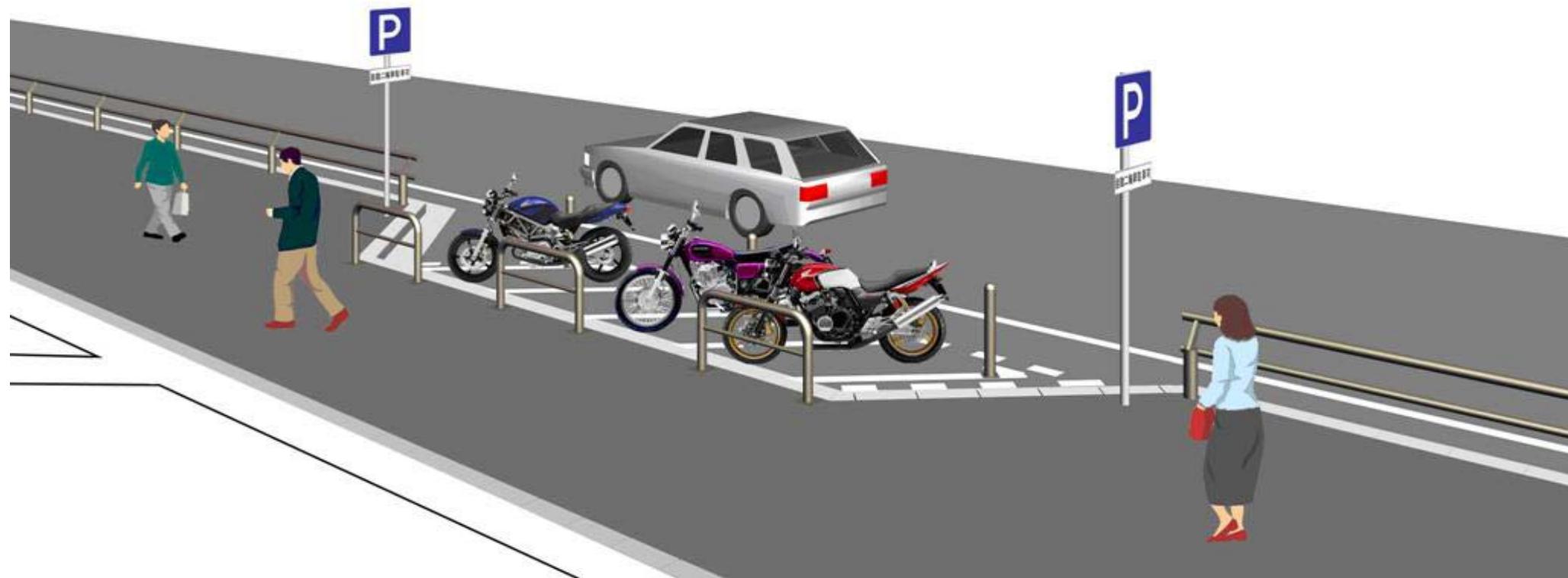


その他器具に含まれるもの
柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等。

駐車場設置イメージ



駐車場設置イメージ



占用許可条件の追加とその他留意事項

占用許可条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。

自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと。

不特定多数の者の利用に供すること。

利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。

その利用について時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

その他道路管理者が必要と認める事項。

留意事項

特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として、利用されることにならないようにすること。

関係地方公共団体、沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成の確保に努めること。

道路法施行令(抄)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。以下単に「原動機付自転車」という。)又は同法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

九・十(略)

(自転車駐車器具の占有の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。)であること。
二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上()とあるのは「地面()と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及び八のいずれにも適合する場所)」とあるのは「口及び八のいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

(原動機付自転車等駐車器具の占有の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。
二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上()とあるのは「地面()と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及び八のいずれにも適合する場所)」とあるのは「口及び八のいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。